

決算審査特別委員会

口頭指摘事項(案)

令和7年12月19日

令和6年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 債権回収のあり方について (令和の改新戦略本部)
- 2 医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業について (子ども家庭部)
- 3 住宅セーフティネット支援事業について (生活環境部)
- 4 新規就農支援について (農林水産部)
- 5 オンライン投票立会について (地域社会振興部)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(令和7年12月19日)

決算審査特別委員会において令和6年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、債権回収のあり方について であります。

税外未収金については、適正な債権管理及び効果的な債権回収を行うため、鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて、組織的に取り組まれているものの、実際の運用においては未だ各部局の個別対応にとどまっています。部局間での取組に温度差やばらつきが生じているところであります。

また、一部の所属においては未収金管理がシステム化されておらず、全庁的な債権の把握や進捗管理が困難な状況にあります。

このため、全庁的な債権の情報を共有できるようシステム整備などを進め、債権の適正な管理、整理が行えるよう検討すべきであります。

さらに、債権の回収が困難な事案については、各部局での対応に限界があることから、庁内における専門的な対応窓口を一元化し、債権回収の効率化と専門性の向上を図るとともに、より徹底した債権管理及び回収を推進すべきであります。

第2点目は、医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業について であります。

本事業は、医療機関受診時の送迎の負担が大きいとの保護者の要望に応えて創設された事業ですが、申請が2市町、利用実績は1市に留まっています。

支援が必要な方と支援策にミスマッチが生じている可能性があり、ニーズ調査を早急に行い、その結果を踏まえて、利用範囲の拡大や、回数制限撤廃などのほか、補助額・補助率の拡充についても検討すべきであります。

また、医療的ケア児送迎車両導入支援事業はニーズが高いことから、今後の支援事業の継続性の観点から、タクシー・運送業者に対する利用制限が検討されているところです。このことについては、今後利用者のニーズ拡大などで事業者による送迎車両整備の需要が高まることも想定されるため、現場での利用ニーズも考慮しながら、検討を進めるべきであります。

第3点目は、住宅セーフティネット支援事業について であります。

住宅セーフティネット登録住宅は、15市町村、7,248戸まで広がっていますが、家賃補助の実績は、4年間で、5市町、113戸にとどまっています。

重層的な住宅セーフティネット構築に向けて、登録住宅を増やし、入居のマッチングを行い、必要な方に対して家賃補助等の支援を行き渡らせることが必要ですが、家賃補助が使われない要因となっている負担感がある申請手続きの簡素化や、家賃補助前払い制度等について検討するよう、県から市町村に対し働きかけるべきであります。

また、マッチング支援のための居住支援協議会が米子市ののみの設置となっていることから、全市町村での立ち上げを県としても引き続き支援するとともに、相談体制についても、充実を図るべきであります。

第4点目は、新規就農支援について であります。

本県では、これまでにアグリスタート研修事業や就農応援交付金、親元就農促進支援交付金などの事業を通じ、新規就農者の確保に繋げてきており、近年では、産地が主体的に就農者確保に向けた受入体制を強化しているところです。一方で、令和6年度に水稻部門で新規就農した26名のうち、雇用就農者は23名で一定数の就農者が確保できていますが、自営就農者は3名と就農確保が十分ではなく、これは近年同様の傾向が続いています。

中山間地域の農地や用排水路等の維持管理のためには、大規模農業者だけでは対応しきれず、小規模農業者も含めて多様な農業者が存続することが必要であり、自営就農者をこれまで以上に確保するための取組を一層強

化する必要があります。

そのための方策として、親元就農や親の経営継承の促進が近道と考えますが、この際の機械導入等の支援を受けるには、親と経営基盤を別にするか別品目を生産した上で一定の所得要件を満たさねばならず、スムーズな農業参入や経営継承に必ずしもつながっていない状況にあります。

小規模農業者の確保に向けて、親元就農や経営継承を促進するために、水稻部門以外も含めて、補助要件をはじめ支援のあり方を見直すべきです。

第5点目は、オンライン投票立会について あります。

本県においては投票立会人の不足などの理由から投票所数の減少が続いている、それに伴い投票所が遠くなることも投票率低下の要因の一つになっています。

令和6年度より新たに導入されたオンライン投票立会の制度は立会人不足の解消につなげるために有効な施策であると考えますが、その実施実績は江府町長選挙と南部町での衆議院議員選挙のみであり、実施する市町村への理解促進が十分でなかったのではないかと考えられます。

近年の投票率低下に歯止めをかけるため、オンライン投票立会の普及促進、さらにはコネクテッドカーによる移動投票所の設置など投票機会の増加と利便性の向上を図る施策が重要であります。

については、投票率の上昇に向けて、統廃合されてきた投票所の復活も視野に入れた立会人不足問題の解消、投票利便性の向上を図るべく、市町村へこれらの施策導入を積極的に働きかけるべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。